

被処分者の氏名又は法人名称	小野寺 ゆう子
登録番号又は法人番号	18030654
所属する単位会	岩手県行政書士会
事務所名称	行政書士 HAYATEACT法務事務所
事務所所在地	岩手県奥州市水沢字桜屋敷87番地37
処分年月日	令和4年4月18日
処分の内容（種類）	会員の権利の停止6ヶ月
上記処分をした理由	<p>依頼された相続案件の個人情報をも事務所の補助者でもない夫に知らせたことは、行政書士法第10条、第12条に違反している。また、補助者でもない夫に依頼して事務所名が記載された名刺を持ち、相続案件の一方の当事者を訪問させていた。さらには名刺を作成し、関係者に配っていたことを知っていながら破棄させることをせず、配ることを止めさせなかった。</p> <p>このことは、行政書士の信用・品位を害しており、行政書士法第19条の2及び岩手県行政書士会会則第86条、第87条に違反している。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則	<p>行政書士法第10条違反（行政書士の責務）  行政書士法第12条違反（秘密を守る義務）  行政書士法第13条違反（会則の遵守義務）  行政書士法第19条の2違反（名称の使用制限）  日本行政書士会連合会会則第59条違反（会員の責務）  日本行政書士会連合会会則第62条第1項違反（法令、会則の遵守等）  岩手県行政書士会会則違反第86条（責務）  岩手県行政書士会会則違反第87条（品位保持）  岩手県行政書士会会則違反第91条（秘密の保持）</p>